

## 高松空港エコエアポート専門部会運営要領

### (設置)

第1条 高松空港利用者利便向上協議会(平成21年7月10日設置)規約第9条第1項に基づき、高松空港エコエアポート専門部会(以下、「部会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 部会は、高松空港内の事業者が環境問題を正しく理解し、問題意識を共有して、空港地域における環境の保全及び創造を進める施策を実施することにより、エコエアポートを実現することを目的とする。

### (活動)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) エコエアポートに関する教育及び啓発等の実施
- (4) その他エコエアポートを推進するために必要な活動

### (構成員)

第4条 部会の構成員は、別表のとおりとする。  
2 必要に応じ、構成員以外の者を臨時に参加させ、意見等を求めることができるものとする。

### (部会長及び事務局)

第5条 部会に部会長を置き、部会長は高松空港事務所先任施設運用管理官とする。  
2 部会の事務局は、高松空港事務所施設運用管理官に置くものとする。

### (部会の招集)

第6条 部会は、部会長が必要と認めた時に招集する。

### (作業部会)

第7条 部会は、必要に応じ作業部会(W/G)を置くことができるものとする。

### (議事・運営)

第8条 部会で活動する事項及びとりまとめ等については、部会長が総括する。  
2 前第3条の活動を実施するにあたっては、高松空港利用者利便向上協議会に諮るものとする。  
但し、早期な対応を必要とするものは、部会において審議し決定することができることとし、次期開催される協議会において報告するものとする。

### (雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度部会において協議するものとする。

### 付則

この要領は、平成22年5月20日から施行する。

